

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日に当る）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
（きは翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県開拓審議会規程の一部改正
- ◇告示 収入証紙小売さばき人の指定  
指定小売さばき人の廃止  
計量器定期検査
- 司法警察員として職務を行う者の指定  
医療機関に対する設備の承認  
基準看護施設の承認についての一部改正  
検定供用齶抽出場所の指定  
漁船立入検査証票の交付又は返納  
漁業監督吏員の任命  
建設業者の登録まつ消  
牛の結核病及びブルセラ病の検査
- ◇公告 二級建築士試験の受験申込期間の延期

## 規則

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十一号

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三条の次に次の一号を加える。

四 国営土地改良事業により造成された干拓地における入植者、増反者等の選定等に関する事項

第七条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の八第三項の規定により行う次に掲げる選定又は認定について、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十一条及び第七十二

告示

鳥取県告示第二百八十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、小売さばき人を昭和三十四年五月十八日次のとおり指定した。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

土地改良法第九十四条の八第三項但書の個人又は団体の認定

番号 氏 名 売さばき場所 住所

三一一 鳥取県畜産販売農業協同組合連合 気高郡気高町大字浜村四六ノ一七 同上  
会浜村出張所 所長 佐伯 忠義

鳥取県告示第二百八十三号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人を次のように廃止した。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 氏 名 小売さばき場所 廃止年月日

二八七 鳥取県綿羊製業協同組合組合長 三橋 誠 気高郡気高町大字浜村 昭和三十三年十二月二十五日

鳥取県告示第二百八十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、鳥取市、倉吉市及び境港市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査区域 検査場所

五月二十五日 境港市のうち境小学校、上道小学校及び外江小学校の校区 上道小学校

二十六日 同上 境港市役所外江出張所

二十七日 同上 境公民館

二十八日 同上

二十九日 同上

六月 一日 倉吉市のうち成徳小学校、明倫小学校の校区及び上井町 上井青果市場

二日 同上 倉吉市役所

三日 同上

四日 同上



れた看護給食及び寝具設備の基準（昭和三十三年厚生省告示第七十八号）の規定により次の医療機関に対する設備の実施を承認した。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名	所在地	承認番号	承認年月日	承認対象	採用点数表
岡山大学医学部 附属病院三朝分院	東伯郡三朝町大字山田八二七	(看) 第八号	昭三四、五、一	一般病棟 (四病棟五〇床)	甲
倉吉病院	倉吉市山根四三	(看) 第九号	"	精神病棟 (四病棟八六床)	"

鳥取県告示第二百八十七号

昭和三十四年四月鳥取県告示第二百二十九号（基準看護施設の承認について）の一部を次のように改正し、昭和三十四年五月一日から適用する。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

渡辺病院の項を次のように改める。

施設名	所在地	承認番号	承認年月日	承認対象	採用点数表
渡辺病院	鳥取市東町三四七	(看) 第一〇号	昭三四、五、一	精神病棟 (五病棟一〇五床)	甲

鳥取県告示第二百八十八号

蚕糸業法施行令（昭和二十年勅令第七百二十二号）第三条ノ五第二項及び第三項の規定に基く昭和三十四年度の検定供用繭抽出場所を次のように指定する。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検定供用繭抽出場所名	所在地
郡是製糸株式会社鳥取乾繭場	鳥取市富安一九八番地
鐘淵蚕糸株式会社浦安乾繭場	八頭郡家町宮谷二六一番地
郡是製糸株式会社倉吉工場	倉吉市福吉町一、一六八番地
鐘淵蚕糸株式会社浦安乾繭場	東伯郡東伯町逢東九五〇番地
日本レイヨン株式会社米子製糸工場	米子市旗ヶ崎五七八番地

鳥取県告示第二百八十九号

漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二十八条の規定による漁船立入検査証票を次のように交付し、又は返納させた。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

交付

漁船立入検査証番号 氏 名 職 名 勤務所 交付年月日

一三 山田 利 事務吏員 経済部 昭和三十四年四月二十五日

一四 尾坂 好博 技術吏員 ” ”

返納

漁船立入検査証番号 氏 名 職 名 勤務所 返納年月日

六 小庭 義信 技術吏員 経済部 昭和三十四年四月二十五日

鳥取県告示第二百九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員を次のように任命した。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

漁業監督吏員証番号 氏 名 職 名 勤務所 任命年月日及び証票交付年月日

二六 元井 義春 技術吏員 経済部 昭和三十四年四月一日

二七 伊井 曉 ” ” 五月十六日

鳥取県告示第二百九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録 (ほ) 第四七九号

昭三三、四、一五 今 田 組

日野郡日南町大字多里

今田 金治

昭三四、五、一七

鳥取県告示第二百九十二号

次のように牛の結核病及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 結 核 病……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法

実施期日	実施区域	実施場所
------	------	------

五月二十五日	五月二十八日	五月二十九日
日野郡江府町	日野郡江府町	日野郡江府町
柿原、原、小原、下蚊屋各 家畜検査場	柿原、原、小原、下蚊屋各 家畜検査場	洲河崎、荒田、 俣野

公 告

昭和三十四年四月十四日公告した二級建築士試験の受験申込期間を昭和三十四年五月三十一日まで延期する。

昭和三十四年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 発

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

鳥取県  
印刷所